

5分で読める

ちょっと役に立つ

贈与税を少なくする

『相続時精算課税制度』
『住宅取得資金の贈与』

平成24年 8月

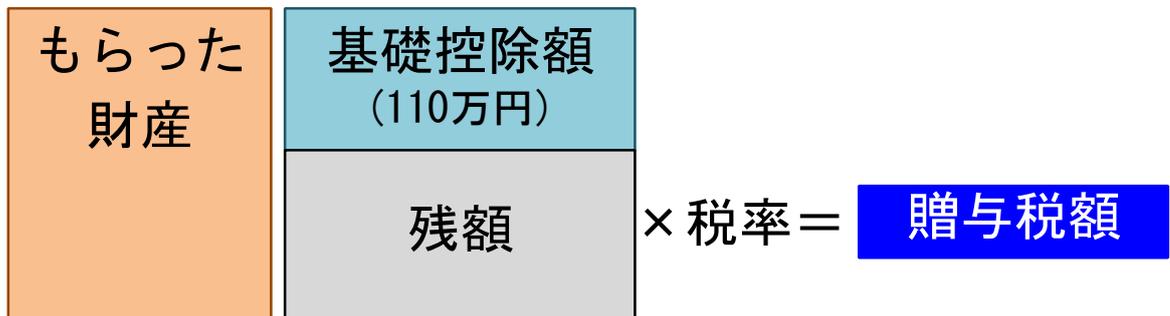
贈与税はいくらになるかな？



3,500万円を息子に一括贈与すると贈与税はいくらになりますか？



贈与税は、1年間にもらった財産の合計額から、基礎控除額110万円を差し引きます。その残額に税率をかけて計算します。



以下は贈与税の速算表です。贈与税は
 $(3,500万円 - 110万円) \times 50\% - 225万円 = 1,470万円$ 。
 手元に残るのは $3,500万円 - 1,470万円 = 2,030万円$ 。

贈与税速算表		
基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額(単位:万円)
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10
400万円以下	20%	25
600万円以下	30%	65
1000万円以下	40%	125
1000万円超	50%	225



もうちょっと贈与税を少なくする方法はありませんか？



350万円を10年かけて3,500万円贈与すると贈与税は一括贈与するより少なくなります。

●贈与税は

$$(350万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 23万円。$$

$$10年間の贈与税は23万円 \times 10回 = 230万円。$$

手元に残るのは3,500万円 - 230万円 = 3,270万円。

贈与年数を長くすれば贈与額が少なくなりますから贈与税は少なくなります。

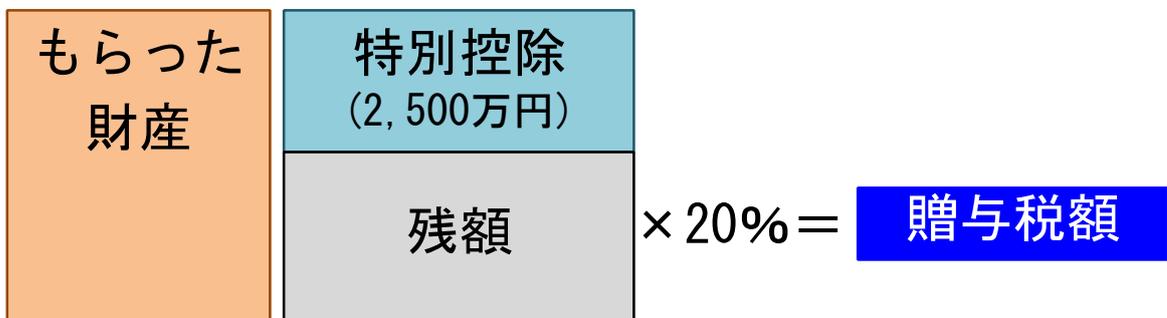


もっと少なくなる方法がありますか？



相続時精算課税制度を利用する手があります。

この制度なら2,500万円が特別控除として相続財産から引けます。税率は一律20%です。



相続時精算課税制度を利用した場合の贈与税は
(3,500万円 - 2,500万円) × 20% = 200万円。

手元に残るのは3,500万円 - 200万円 = 3,300万円。

相続時精算課税制度とは？



相続時精算課税制度とは？



2頁の贈与制度は暦年課税制度といいます。相続時精算課税制度と暦年課税制度の違いを知れば相続時精算課税制度の特徴がわかると思います。

	相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与する人	65歳以上の親	年齢制限なし。親でなくてもよい
贈与される人	20歳以上の子供	誰でもよい
控除額	特別控除額 累計(※①)2,500万円	基礎控除額 110万円 毎年110万円
税額計算	(贈与財産 - 2,500万円) × 20%	(贈与財産 - 100万円) × 税率
その他	<p>贈与した親が亡くなったら相続時精算課税制度を利用した贈与財産を相続財産に合算して相続税を計算する。</p> <p>贈与をする人ごとに特別控除額があります。(※②)</p> <p>この制度を使うと暦年課税制度で贈与することはできない。</p>	<p>贈与した人が亡くなったら相続開始3年前の贈与財産を相続財産に合算して相続税を計算する。</p> <p>贈与される人ごとに基礎控除額があります。(※②)</p>



累計※①の特別控除額2,500万円とは？



相続時精算課税制度の特別控除額は贈与する人が生涯にわたり得られる控除枠額です。

例えば、平成24年度に2,500万円を贈与する人が特別控除額2,500万円のうち2,000万円を使いました。特別控除額は500万円残ります。平成25年度に特別控除額の残額500万円を使えます。

●贈与税額計算(平成24年度)

$$(2,500万円 - 2,000万円) \times 20\% = 100万円$$

- ・ 特別控除額残額 500万円

●贈与税額計算(平成25年度)

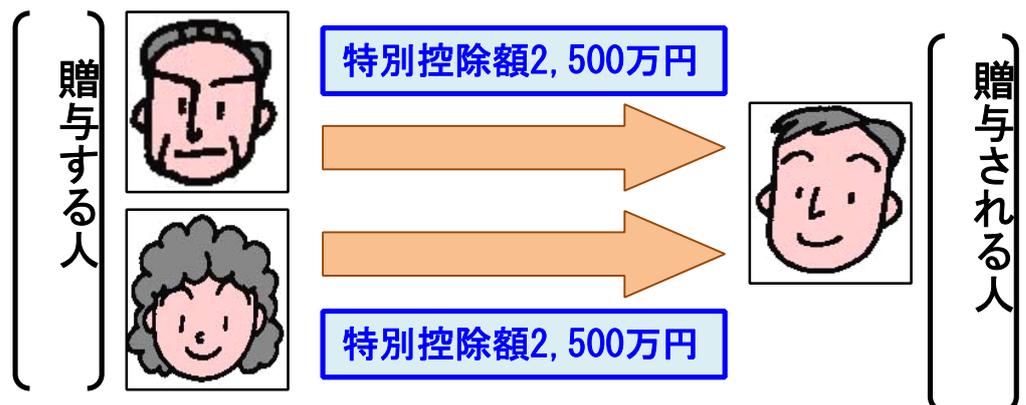
$$(1,000万円 - 500万円) \times 20\% = 100万円$$



相続時精算課税制度の贈与をする人ごとに特別控除額があります。(※②)とは？



贈与をする人ごとに特別控除額2,500万円を使えます。下記の父と母からの贈与の場合は5,000万円まで贈与税がかかりません。

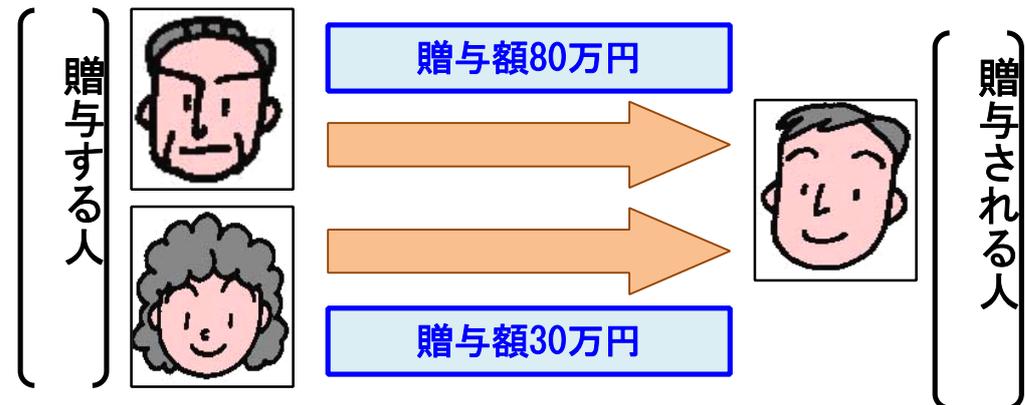




暦年課税制度の贈与される人ごとに基礎控除額があります。(※②)



贈与される人ごとに基礎控除額110万円を適用できます。下記の場合は贈与する人の合計額110万円までに贈与税がかかりません。



贈与する人の110万円までが贈与税はかかりません。



相続時精算課税制度を利用する贈与財産は現金以外でもよいですね？



もちろん土地などを贈与財産にすることはできます。現金はその金額がそのまま贈与財産額になります。ところが土地は路線価で評価額が決まります。売買時価の80%位です。だから現金より土地を贈与する方が得になります。

例えば、土地の売買価格が3,000万円。路線価額が2,500万円。この場合に相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円を使って贈与すれば、3,000万円が無税で贈与されます。

住宅取得資金の贈与とは？



マイホームを建てたいのですが、資金をどうするか悩んでいます。親から資金援助をしてもらおうと思っています。住宅取得資金の贈与と相続時精算課税制度を利用した方法を教えてください。



●住宅取得資金の贈与とは？

親からの贈与により、マイホームの新築や取得する資金を贈与された場合に1,000万円まで贈与税がかかりません。マイホームが耐震性、省エネルギー性なら1,500万円まで贈与税がかかりません。

この住宅取得資金の贈与は、平成25年は700万円、26年は500万円と減額されます。



父と母から1,000万円を住宅取得資金贈与されたら贈与税はどうなりますか？



住宅取得資金の贈与は贈与された人につき1,000万円です。贈与合計額2,000万円のうち1,000万円が住宅取得資金の贈与の対象になります。残り1,000万円は通常の暦年課税になります。



住宅取得資金の贈与と相続時精算課税制度を利用して贈与税額を少なくすることはできませんか？



例えば、母から住宅取得資金の贈与を1,000万円してもらいます。父親からは相続時精算課税制度で2,500万円贈与してもらいます。こうすれば3,500万円まで贈与税がかからずマイホーム資金ができます。

